

別紙

令和8年度糖尿病性腎症重症化予防推進事業（慢性腎症の早期発見・
早期受診に向けた情報発信）に係る委託業務仕様書（案）

1 目的

大分県では、大分県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和7年3月改定）に基づき、糖尿病性腎症重症化予防に取り組んでいる。

しかし、透析患者数は令和6年12月末時点で人口100万人あたり3,572人と全国5位であり、新規透析導入患者のうち原疾患が糖尿病性腎症の者が3割以上を占める。

糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病は、自覚症状がないまま進行し、症状が出たときには既に腎機能が悪化している。そのため、定期的な健診・検査による早期発見、早期受診が重要である。

そこで、効果的な情報発信により腎臓の働きの重要性や定期的な健診・検査の必要性を認識し、県民が自身の腎臓の健康に関心を持ち、適切な行動を取れるようになることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

以下により、デジタルマーケティングの手法によるプロモーションを実施する。

（1）本業務のターゲット等の設定

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地域	大分県
年代	20～50代の健康無関心層

（ターゲットに起こしてもらいたい行動変容）

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民自身が腎臓の働きを理解でき腎臓の健康に関心を持つ。 ・ 定期的な健診・検査の重要性を理解し受診する。 ・ 健診・検査項目の「eGFR」や「尿たんぱく」が腎機能の状態を示す指標であることを認識する。 ・ 健診・検査の結果から自身の腎機能の状態を把握し、eGFR 60 未満、尿たんぱく陽性の場合は、早期に医師に相談する。
------	--

(2) 目標の設定

- ・ 本業務の目的を達成するうえで、各種デジタル広告の運用における最適な指標(コンバージョン)を示し、その最大化を図ること。指標(コンバージョン)は、複数示す事も可とし、それぞれの目標値や考え方を示すこと。

(例)

動画広告⇒視聴 (True View) 数

画像広告⇒アクセス数

SNS 広告⇒インプレッション数 (いいね・保存 等)

- ・ 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) 受託者による広告運用計画の作成

- ・ 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

(ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ) 事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

A) 広告手法 (デジタル広告・デジタルサイネージ広告)

B) 掲出プラットフォーム (Youtube、Instagram 等)

C) 上記 B の経費配分バランスの方針

D) 上記 B の具体的な運用方法

E) 運用スケジュール (後述 (5) 参照)

(ウ) 情報発信コンテンツ (広告クリエイティブ) の作成方針 (後述 (5) 参照)

(エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法 (デジタルだけでなくオフラインメディアも活用する際はその評価ロジックも可能な範囲で提案すること)

(オ) 目標設定 (前述 (2) 参照)

(カ) その他必要な事項

上記内容をもとに、事業費の範囲内において、(1) であげたターゲットに対して効果的に行動変容が促せる広告媒体と予算配分を計画し、企画提案書に記載、及び提案すること。

(4) 情報発信コンテンツ (広告クリエイティブ) の制作

- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること
- ・腎臓の働き編と腎機能検査編 (eGFR60 未満、尿たんぱく陽性の場合は医師への相談を推奨する) の 2 種類以上の 15 秒程度の動画を制作すること
- ・広告クリエイティブは、県が期間の制限なく利用できるよう、人物等は起用せず、イラストやアニメーション等を中心にしたものとする
- ・制作した動画を県ホームページや動画共有サイト「Youtube」等で期間の制限なく視聴が可能となるよう、また、必要に応じて動画の編集又は加工等を県側で行えるよう、著作権等の許諾を得ること
- ・広告用バナー画像については、デジタル広告で効果的に訴求できるデザインとすること
- ・パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧されることを念頭に制作すること

(5) 広告の運用管理

- ・広告は、デジタル広告の各手法を用いて、ターゲット層やターゲット層の心理や行動にあわせて情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・大分県ホームページ「大切な腎臓を守るために～尿たんぱく陽性、eGFR60 未満の方は医

師に相談しましょう～」にアクセスを促すこと。

(6) 効果測定、改善

- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を会議等により行い、初動を受けた改善策がある場合は提案をすること。また、数値の報告だけでなく、次年度につながる示唆も合わせて提案すること。
- ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回月次報告書としてとりまとめを行い、県に報告すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

(7) 広告費用について

- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・情報発信コンテンツ制作、広告費用（広告媒体原価＋管理運用費）、効果検証の予算配分は、3：6：1の割合（通称サーロインの法則）を目安とすること。予算配分の考え方については、提案書に記載すること。

(8) その他

別紙2「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に従うこと。

4 成果物及び提出物

(1) 広告クリエイティブ

本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、動画はインターネットの動画サイトに掲載できる体裁で、かつ、各種媒体での活用を想定し、必要に応じて媒体特性に応じたサイズのデータを納品すること。

また、本業務により制作した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- ・大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。また、県内市町村等が無償で使用できることとする。
- ・受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

（2）報告書

広告配信の完了後、本事業にかかる効果検証分析結果の報告書を提出すること。

5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

6 その他業務実施上の条件

- （1）受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- （2）受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- （3）本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- （4）業務遂行にあたり使用する写真、文字、キャラクター等が受託者以外の著作物である場合は、現著作者の承諾を得るなど必要な手続きを行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作者と委託者の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。
- （5）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （6）本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

ウェブ広告の実施に関する事項

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、大分県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (2) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に大分県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「大分県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (3) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、大分県へ報告すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) 大分県公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるオーディエンスリストを設定し、大分県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 SNS 広告を利用する場合 (Facebook、Instagram、X、TikTok、LINE 等)

- (1) 大分県公式 SNS のビジネスマネージャーや大分県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。または、SNS 広告の運用状況の確認が出来るよう、大分県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、リマーケティングリストやオーディエンスリストの作成が可能である場合には、その設定を行い、大分県公式 SNS のビジネスマネージャーへの共有やアカウント引継ぎなど、事業終了後

において大分県が活用可能な状態とすること。

- (3) 効果測定において、SNSプラットフォーム（Facebook、Instagram、X等）が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

4 動画制作・動画広告を実施する場合（YouTube等）

- (1) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (3) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (4) 無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

別紙第1号（第12条関係）

委託業務実績報告書

下記委託業務の一部（又は全部）が完了しましたので、委託契約書第12条第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 委託業務の名称 令和8年度糖尿病性腎症重症化予防推進事業
（慢性腎臓病の早期発見・早期受診に向けた情報発信）
2. 契約締結日 令和 年 月 日
3. 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 実施内容 別紙のとおり
5. 成果物・添付書類

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

別紙

概 要	実施時期	実施内容

別紙第2号（第12条関係）

委託業務完了通知書

下記の委託業務が完了しましたので、委託契約書第12条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 委託業務の名称 令和8年度糖尿病性腎症重症化予防推進事業
(慢性腎臓病の早期発見・早期受診に向けた情報発信)
- 契約締結日 令和 年 月 日
- 実施期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 委託業務完了日 令和 年 月 日
- 委託金額 ¥ . -

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

別紙第3号（第12条関係）

成果物引渡書

下記の委託業務について、委託契約書第12条第2項の規定による成果物の引渡しを終了しました。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 委託業務名 | 令和8年度糖尿病性腎症重症化予防推進事業
(慢性腎臓病の早期発見・早期受診に向けた情報発信) |
| 2 契約締結日 | 令和 年 月 日 |
| 3 履行期限 | 令和 年 月 日 |
| 4 委託業務完了年月日 | 令和 年 月 日 |
| 5 完了検査年月日 | 令和 年 月 日 |
| 6 検査員職氏名 | |

令和 年 月 日

(引渡人)

(引受人)